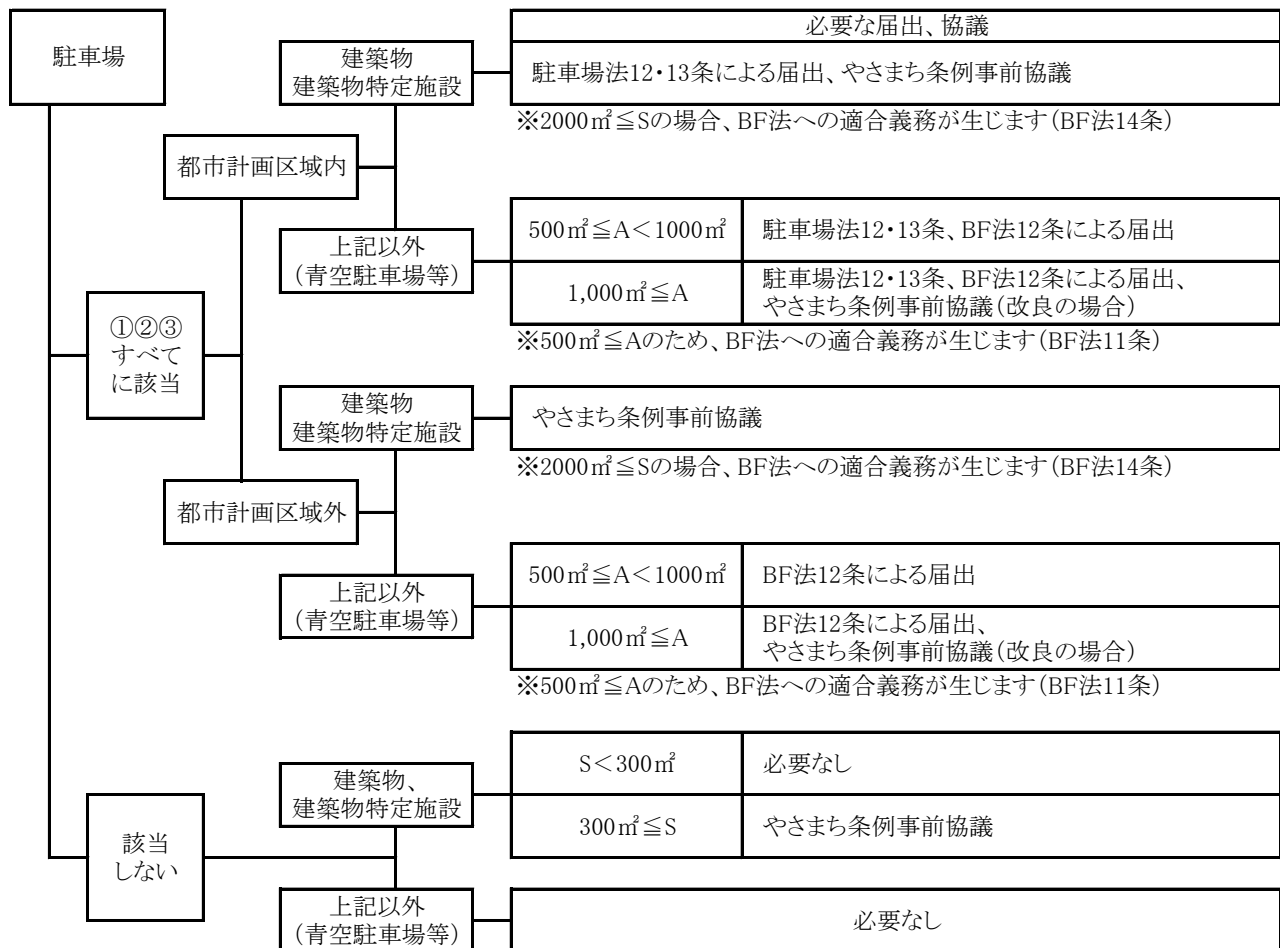


駐車場に関する各種届出等について

駐車場に関しては、建築物の建築や、駐車場を設置する際に下記に示す法律や条例にもとづく届出等が必要になる場合があります。

	法律、条 令
駐車場を 設置する場合 (下表参照)	駐車場法
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (以下「BF法」)
	熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例 (以下「やさまち条例」)
建築物の新築等を行 う場合	熊本市における建築物に附置する駐車施設に関する条例 (以下「附置義務条例」)



①：道路の路面外に設置される駐車のための施設であって、一般公衆の自由な利用に供されるもの
(月極駐車場、職員駐車場などは除く。)

②：駐車のために供する部分(自動車・自動二輪車の駐車マスの面積の合計)の面積が500㎡以上のもの

③：その利用について料金を徴収するもの。

S：床面積(駐車のために供する部分の面積、車路、管理事務所、機械室等も含む)

A：駐車のために供する部分の面積(自動車及び自動二輪車の駐車マスの面積の合計)

改良：設置後に行う変更等(やさまち条例事前協議は、青空駐車場新設時には不要です)

1 駐車場法に基づく届出等について

駐車場を設置する場合や変更等を行う場合は、駐車場法にもとづく基準への適合や届出等が必要になる場合があります。（下表参照）

条文	該当要件	基準及び必要な手続き
第11条	路外駐車場 ^{※1} で、駐車のために供する部分の面積 ^{※2} が500㎡以上のものを設置する場合	技術的基準に適合する必要があります。
第12条	都市計画区域で、前条の基準を満たし、駐車場料金 ^{※3} を徴収するものを新設又は変更する場合	新設又は変更の届出が必要になります。
第13条	路外駐車場の供用を開始する場合	管理規定の届出が必要になります。
第14条	路外駐車場の全部又は一部の供用を休止・再開・廃止する場合	休止等の届出が必要になります。

※1 道路の路面外に設置される駐車のための施設であって、一般公衆の自由な利用に供されるもの。

（月極駐車場、職員駐車場などは除く。）

※2 自動車及び自動二輪車の駐車マスの面積の合計。

※3 月極駐車場、職員駐車場などは除く。

1-1 駐車場法第11条にもとづく構造及び設備の基準

駐車場法第11条に該当する場合、駐車場法施行令第2章第1節に規定する構造及び設備の基準に適合する必要があります。

1-2 駐車場法第12条にもとづく新設等の届出

① 届出に必要な書類（駐車場法施行規則第1条による）

- ・ 別記様式
- ・ 路外駐車場の位置を表示した縮尺一万分の一以上の地形図
- ・ 次に掲げる事項を表示した縮尺二百分の一以上の平面図

路外駐車場の区域、路外駐車場の自動車の出口及び入口、自動車の車路その他の主要な施設（建築物の内部にあるものを除く。）、路外駐車場の附近の道路並びにその道路内の駐車場法施行令（以下「令」という。）第七条第一項に規定する道路の部分及び橋

- ・ 建築物である路外駐車場にあっては、縮尺二百分の一以上の各階平面図並びに二面以上の立面図及び断面図

※ 変更の届出も同様ですが、図面については変更しようとする事項に係る図面で届出することも出来ます。

② 届出部数：1部

③ 届出期日：設置前

1-3 駐車場法第 13 条にもとづく管理規定の届出

① 届出に必要な書類

- ・ 路外駐車場管理規程届出書（変更の場合は路外駐車場管理規程変更届出書）
- ・ 管理規定

② 管理規定には、以下に掲げる事項を定める必要があります。

（駐車場法第 13 条及び駐車場法施行規則第 2 条、3 条による）

- ・ 路外駐車場の名称
- ・ 路外駐車場管理者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所）
- ・ 路外駐車場の供用時間に関する事項
- ・ 駐車料金に関する事項
- ・ 前号に掲げるもののほか、路外駐車場の供用契約に関する事項
- ・ 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

※ 変更の届出も同様です。

③ 届出部数：1 部

④ 届出期日：供用開始後 10 日以内（変更した場合は、変更後 10 日以内）

1-4 駐車場法第 14 条にもとづく休止、廃止、再開の届出

① 届出に必要な書類

- ・ 路外駐車場休止等届

② 届出部数：1 部

③ 届出期日：休止、廃止後 10 日以内（再開した場合は、再開後 10 日以内）

1-5 届出場所：熊本市役所 11 階 建築指導課 建築審査室 構造班

2 B F法に関する届出等について

駐車場を設置する場合や変更等を行う場合は、B F法にもとづく基準への適合や届出等が必要になる場合があります。（下表参照）

なお、B F法第 12 条にもとづく届出については、都市計画区域内であれば駐車場法第 12 条の届出も必要になりますが、B F法第 12 条のただし書きにより、駐車場法第 12 条の届出に、主務省令に定める書面（別記第 2 号様式）と図面を添付することで、B F法による届出も併せて行うことができます。

条文	該当要件	基準及び必要な手続き
第 11 条	特定路外駐車場 ^{※1} の設置等を行う場合	路外駐車場移動等円滑化基準に適合する必要があります。
第 12 条	特定路外駐車場 ^{※1} の設置等を行う場合	新設又は変更の届出が必要になります。
第 14 条	一般公共の用に供される 2000 m ² 以上 ^{※2} の駐車場（建築物に限る）の建築等を行う場合	建築物移動等円滑化基準に適合する必要があります。
第 16 条	駐車場（建築物に限る）の建築等を行う場合	建築物移動等円滑化基準に適合させるよう努めなければなりません。

※1 駐車場法第 2 条第 2 号に規定する路外駐車場であって、駐車のために供する部分の面積が 500 m²以上の建築物でない駐車場

※2 床面積（駐車のために供する部分の面積、車路、管理事務所、機械室等も含む）

2-1 B F法第 11 条にもとづく路外駐車場移動等円滑化基準への適合義務

B F法第 11 条第 1 項の規定に基づき、国土交通省令第 112 号「移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令」に適合する必要があります。

2-2 B F法第 12 条にもとづく新設等の届出

- ・ 都市計画区域外の場合、又は都市計画区域内で駐車場法の届出に添付しない場合
 - ① 届出に必要な書類
 - ・ 別記第 1 号様式
 - ・ 特定路外駐車場の位置を表示した縮尺 1 万分の 1 以上の地形図
 - 縮尺 200 分の 1 以上の平面図
 - ・ （特定路外駐車場の区域、車椅子使用者駐車施設、移動等円滑化経路等を記載）
 - ② 届出部数：1 部
 - ③ 届出期日：着手以前
- ・ 都市計画区域内で駐車場法の届出に添付する場合
 - ① 届出に必要な書類（駐車場法第 12 条による届出に添付して提出）
 - ・ 別記第 2 号様式
 - ・ 縮尺 200 分の 1 以上の平面図（車椅子使用者駐車施設、移動等円滑化経路等を記載）
 - ② 届出部数：1 部
 - ③ 届出期日：着手以前

- ・ 変更の届出
 - ① 届出に必要な書類
 - ・ 別記第1号様式
 - ・ 変更する事項を示した図面
 - ② 届出部数：1部
 - ③ 届出期日：変更前
- ・ 届出場所：熊本市役所 11階 建築指導課 建築審査室 構造班

2-3 B F法第14条にもとづく建築物移動等円滑化基準への適合義務

B F法第14条第1項の規定に基づき、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令」第10条で定める建築物移動等円滑化基準に適合する必要があります。

なお、B F法第14条第1項から3項の規定は、同法第4項により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定とみなされます。

2-4 B F法第16条にもとづく建築物移動等円滑化基準への努力義務

B F法第16条第1項、第2項の規定に基づき、建築主は建築や修繕等を行う際、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令」第10条で定める建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずる必要があります。

3 やさまち条例による事前協議等について

駐車場を設置する場合、(1) 特定建築物、(2) 特定路外駐車場で下記条件に合致する駐車場は、やさまち条例にもとづき、条例で定める措置を講ずる努力義務や事前協議が必要になります。(下表参照)

(1) 特定建築物 (BF法第2条、BF法施行令第4条)

- ・ 新築、増改築、用途変更、大規模修繕・模様替に係る部分の床面積の合計が 300 m²以上。

例 立体駐車場

(2) 特定路外駐車場

- ・ 道路の路面外に設置される駐車のための施設であって、一般公衆の自由な利用に供されるもの。(道路法第2条第2項第六号に規定する自動車駐車場、都市公園法第2条第2項に規定する公園施設、建築物又は建築物特定施設であるものを除く。)
- ・ 駐車のために供する部分の面積が 1000 m²以上。
- ・ 料金を徴収する。

例 青空駐車場

条文	該当要件	基準及び必要な手続き
第19条	上記駐車場(1)(2)に該当する場合	事前協議が必要になります。
第22条	上記駐車場(1)(2)の所有者又は管理者	高齢者、障がい者が円滑に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めなければなりません。
第23条		必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持するよう努めなければなりません。

3-1 やさまち条例第12条にもとづく駐車場の事前協議について

- ・ 特定建築物の事前協議

① 協議に必要な書類 (条例規則第11条、別表第3による)

- ・ 協議書 (別記第2号様式その1、別記第3号様式その1、その2)
- ・ 求積図 (敷地、建物)
- ・ 付近見取図、配置図、各階平面図、立面図、断面図
- ・ その他協議の内容が確認できる図書

(仕上表、階段・傾斜路等の断面詳細図、便所等の平面詳細図、建具表、昇降機詳細図、サイン計画図、外構図等)

※ 土地の高低、段差や傾斜路、通路等の位置、床の高低、階段・傾斜路の概要等の協議内容 (適又は不適) が図面で確認できること。記載が無い場合は、図面の差替え等により処理に時間が係る恐れがあります。

② 提出部数：2部 (BF法の義務化が生じ、建築確認を熊本市に提出予定の場合は3部)

③ 提出期日：確認申請前

(協議内容によっては計画が変更になる恐れがありますので早めに提出してください。)

※ 別途、駐車場法第12条・13条にもとづく届出が必要になる場合があります。また、新築等の部分の床面積が2000 m²以上ならば、BF法第14条にもとづき、法律で定める事項に適合しなければなりません。その場合は、事前協議の中でBF法に適合しているかの確認を行いますので、早めに構造班までご相談下さい。

- ・ 特定路外駐車場の事前協議
 - ① 協議に必要な書類（条例規則第 11 条、別表第 3 による）
 - ・ 協議書（別記第 2 号様式その 2、別記第 3 号様式その 1、その 2）
 - ・ 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取り図
 - ・ 縮尺、方位、駐車場の区域並びに駐車場に接する道路の位置及び幅員を明示した配置図
 - ・ 駐車の区画割、区画その他主要部分の寸法を明示した平面図
 - ・ その他知事が必要と認める図書
 - ② 提出部数：2 部
 - ③ 提出期日：設置前
- ※ 駐車の用に供する部分の面積が 500 m²以上ならば、B F 法第 11 条にもとづき、法律で定める事項に適合しなければなりません。また、駐車場法第 12 条・13 条及びB F 法第 12 条にもとづく届出が必要になります。
- ・ 提出場所：熊本市役所 11 階 建築指導課 建築審査室 構造班

3-2 やさまち条例第 22 条、23 条にもとづく努力義務について

やさまち条例第 22 条に基づき、特定建築物の所有者等は、建築物特定施設及び整備施設を高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めなければなりません。

また、やさまち条例第 23 条に基づき、特定建築物の所有者等及び公共的施設の所有者等は、建築物特定施設及び整備施設を高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための措置が講じられている部分に関し、補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持するよう努めなければなりません。

4 附置義務条例にもとづく届出等について

次の①②の両方に該当する建築物の新築や増築等を行う場合、「熊本市における建築物に附置する駐車施設に関する条例」にもとづき、駐車場の設置と届出が必要になります。（下表参照）

- ① 駐車場整備地区内にあるもの。（都市計画課で確認できます。）
- ② 次のいずれかに該当するもの。
 - ・ 条例第2条に定める特定用途で、延べ面積が2000㎡を超える場合*
 - ・ 特定用途以外の用途で、延べ面積が3000㎡を超える場合*
 - ・ 特定用途と特定用途以外の用途を共に有する建築物で、非特定部分の延べ面積に3分の2を乗じて得た面積と特定部分の延べ面積との合計面積が2000㎡を超える場合*

※ 駐車施設の用途に供する部分の床面積を除く

条文	該当要件	基準及び必要な手続き
第6条	上記①②に該当する場合	駐車施設の規模等（幅、奥行き等）の基準に適合する必要があります。
第7条	上記①②に該当し、敷地内に駐車施設を設けることが困難で、附置の特例を用いたい場合	特例を受ける場合は、第9条の届出の前に市長の承認を受ける必要になります。
第9条	上記①②に該当する場合	届出が必要になります。

4-1 設置台数（条例別表第1）

	建築物の規模	規模の基準
全部を特定用途	建築物の延べ面積が2,000㎡*を超えるもの	2,000㎡を超える部分の面積に対して300㎡までごとに1台
全部を非特定用途	建築物の延べ面積が3,000㎡*を超えるもの	3,000㎡を超える部分の面積に対して450㎡までごとに1台

※ 駐車施設の用途に供する部分の床面積を除く

4-2 条例第6条にもとづく駐車施設の基準

条例第6条に基づき、駐車用の用に供する部分を駐車台数1台につき幅2.5メートル以上奥行6メートル以上とし、自動車が有効に駐車し、かつ、出入りできるものでなければなりません。

4-3 条例第7条にもとづく隔地駐車場の届出

建築物の構造又は敷地の状態により駐車施設を附置することが著しく困難で、別の場所に駐車場を確保しようとする場合、あらかじめ市長の承認を受ける必要があります。なお、承認を受けた後は、条例第9条にもとづく届出が必要になります。

- ① 届出に必要な書類
 - ・ 駐車施設設置(変更)承認申請書(様式第2号)
 - ・ 付近見取図
 - ・ 駐車場賃貸借契約書の写し
- ② 届出部数：1部
- ③ 届出期日：条例第9条の届出前（事前にご相談下さい）

4-4 条例第9条にもとづく新設、変更の届出

① 届出に必要な書類（条例施行規則別表による）

- ・ 駐車施設設置(変更)届出書(様式第1号)
- ・ 付近見取図
- ・ 配置図（駐車施設内外の自動車の通路及び幅員並びに敷地が接する道路の位置及び幅員を記載）
- ・ 各階平面図（駐車施設の位置、寸法等を記載）

② 届出部数：1部

③ 届出期日：確認申請前（建築基準法施行令第9条の建築基準関連規定に該当します）

4-5 届出場所：熊本市役所 11階 建築指導課 建築審査室 構造班